

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本計画の概要

#### (1) 計画策定の趣旨

佐世保市は、日本国憲法に基づき、これまで市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、心豊かで温もりのある社会の実現をめざし、各種人権施策の推進に努めてきました。

2001年(平成13年)3月には「人権教育のための国連10年佐世保市行動計画」を策定し、総合的な人権教育・啓発を進めてきました。

2000年(平成12年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び啓発の基本理念と国及び地方公共団体の責務が明記され、これを受けて、国では2002年(平成14年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、県では2006年(平成18年)に「長崎県人権教育・啓発基本計画」が策定されました。

本市は、国及び県の基本計画と連携した「佐世保市人権教育・啓発基本計画」を2010年(平成22年)3月に策定し、なお一層の各種人権施策の推進に努めてきました。

本計画は、策定後5年を経過し、その間の社会情勢の変化や市民の意識の変化、人権問題に関する環境変化に対応するため必要な見直しを行い、心豊かで温もりのある社会の実現に向け、引き続き人権教育及び啓発を推進するため、「佐世保市人権教育・啓発基本計画」を改訂するものです。

#### (2) 計画の期間

この計画期間は、2015年度(平成27年度)からとし、社会状況の変化及び進捗状況の点検や評価などにより、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

### 2 基本計画策定の背景

#### (1) 国際社会での取組

1945年（昭和20年）に設立された国際連合は、その憲章において「人権の尊重」をうたい、1948年（昭和23年）12月10日の第3回総会において、人権の国際的な共通基準として「世界人権宣言」を採択しました。

世界人権宣言では、第1条にて「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である」とし、今日の基本的人権の考え方の基礎となりました。

以後、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」、「市民的、政治的権利に関する国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」など多くの人権に関する国際条約を採択しました。

また、世界人権会議や世界女性会議などの人権関係会議の開催や国際人権年（1968年）を初めとする重要テーマごとに設定した国際年の実施などにより、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

1994年（平成6年）には、人権の促進と擁護を図り、人権のための国際協力を進めることなどを任務とする「国連人権高等弁務官」制度が創設され、同年の第49回国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）の10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、人権教育を推進することによって、世界のあらゆる地域において、人権という普遍的文化を目指す行動計画が報告されました。

そして、2004年（平成16年）「人権教育のための国連10年」終了を受け、国連人権委員会の採択により、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画」が開始し、2010年（平成22年）からは第2フェーズ行動計画に取り組んでいます。

2006年（平成18年）には、人権委員会に代わる機関として人権理事会が設置され、人権侵害に取り組み、それに対応する勧告を行っています。

## (2) 国内での取組

日本国憲法は「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」として基本的人権の尊重を大きな柱としています。基本的人権の尊重については、「法の下での平等」（第 14 条）などの平等権、「思想及び良心の自由」（第 19 条）などの自由権、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（第 25 条）などの社会権をはじめとして多くの規定があります。

そして、憲法が保障する基本的人権の尊重を現実のものにするために、各種法律などの整備を行い、国際社会の一員として人権に関する条約に加入してきました。

また、国は、1997 年（平成 9 年）に「人権教育のための国連 10 年」に対応した「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」を策定し、人権教育及び啓発に取り組んできました。

「人権教育のための国連 10 年」は 2004 年（平成 16 年）に終了しましたが、この間、「男女共同参画社会基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「個人情報保護に関する法律」、「犯罪被害者等基本法」等、個別の人権関係法の整備がなされました。

2000 年（平成 12 年）には、人権教育及び啓発をより一層推進するために「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定しました。

国は、この法律に基づき、2002 年（平成 14 年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、さまざまな人権課題に対する取り組みを行っています。

また、2011 年（平成 23 年）には、基本計画を改訂し、「北朝鮮当局による拉致問題等」を新たに人権課題としました。

### (3) 長崎県での取組

「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」の策定を受けて、1999 年（平成 11 年）に長崎県行動計画が策定されました。

2001 年（平成 13 年）には「人権に関する県民意識調査」を実施し、その後に行動計画の進捗状況の公表や改定行動計画が策定されました。

また、2005 年（平成 17 年）4 月に「長崎県人権教育啓発センター」を開設し、人権啓発活動を行っています。さらに、同年に「行動計画の進捗状況（最終報告書）」を公表するとともに、「平成 17 年人権に関する県民意識調査」が実施されました。

2006 年（平成 18 年）には、県民一人ひとりの人権が尊重される社会をめざして「長崎県人権教育・啓発基本計画」が策定されました。その後、長崎県は、県内の市町においても地域に応じた「人権教育・啓発基本計画」の策定を要請しています。

その後、2010 年（平成 22 年）に「平成 22 年人権に関する県民意識調査」を実施し、この結果やこれまでの基本計画の取組状況、社会情勢の変化などを踏まえ、基本計画の見直しを行い、2012 年（平成 24 年）に「長崎県人権教育・啓発基本計画」の改訂を行いました。

#### （４）佐世保市での取組

本市は、2001年（平成13年）3月に、あらゆる差別の解消をめざし、人権教育を積極的に実施する道しるべとして、「人権教育のための国連10年佐世保市行動計画」を策定しました。

この行動計画では、「一人ひとりの個性を尊重すること」、「人権尊重社会を実現する担い手は、社会を構成するあらゆる人々である」という認識に立ち、国、県、各種団体や企業等との連携を図り、学校、地域、職場などあらゆる場とあらゆる機会を通して人権教育を推進してきました。

さらに、2008年（平成20年）3月には、佐世保市総合計画（ひと・まち育む元気プラン）を策定し、「人権が尊重される社会づくり」を目標に、「人権に関する啓発・教育の推進」及び「学校における人権教育の推進」を実践するため、積極的に人権啓発講座の開催、人権同和教育事業など様々な人権教育及び啓発事業を行ってきました。

本市は、このような新たな人権問題に対処することや「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育及び啓発に関する施策の策定及び実施が地方公共団体の責務とされていることから、2010年（平成22年）3月に「佐世保市人権教育・啓発基本計画」を策定し、真に「人権が尊重される社会づくり」をめざして、全庁を挙げて人権教育及び啓発に取り組んできました。

また、2013年度（平成25年度）には、市民の人権意識の動向を調査するため、「人権に関する市民意識調査」を実施しました。

### 3 基本理念及び目標

#### (1) 基本理念

人権（Human Rights）とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために侵すことのできない権利です。

人権尊重の理念は、国の人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権共存の考え方」と理解しなければなりません。

#### (2) 目標

すべての市民が、相互に人権の意識及びその尊重の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めることが重要です。そこで、本市は市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面で実践に結び付け、基本的人権の確立を目的に、あらゆる機会を通して、効果的な方法で人権教育及び啓発を推進していくことを本計画の目標とします。